

税金

- 外国人だから源泉徴収票は出せないと言われた。
- 給料から急に税金が引かれた。

1 まずの確認を

給料から引かれる税金として、所得税と住民税があります。

所得税や住民税は、たとえ外国人でも課税されます。税率は、日本での就労先との契約や雇用期間、待遇の内容及びそれぞれの在留資格・期間などにより総合的に判断されることとなります。

2 所得税

所得税は、その年の1月から12月までの所得に対して課される税金です。同じ外国人であっても、居住者と非居住者では取り扱いが異なります。

居住者とは、日本に住所があるか、会社の寮等に1年以上経過している人です。居住者は、日本人と同じ税率が適用され、所得に応じて税率が異なります。(5%~45%)

非居住者は、租税条約により免税の適用がある場合を除き、原則として所得の20.42%の税金がかかります。詳しいことは、お近くの税務署にご相談ください。

3 住民税

住民税は、国籍にかかわらず、前年中の所得に基づいて計算され、税額の決定や納税は翌年4月以降になります。従って、前年中に所得のなかった人は請求されず、逆に仕事を辞めて収入の無くなった人でも翌年4月以降に課税され、請求がきますので留意してください。詳しいことは、お近くの市役所や区役所等にご相談ください。

4 源泉徴収票が出ない場合

所得税は、毎月給料より引かれた税金(所得税)について、年末に過不足分の精算が行われます。この精算の手続きを「年末調整」といいます。この際、納付した1年間分の合計と所得金額や各種所得控除の内訳がその年の12月末から翌年1月の間に「給与所得の源泉徴収票」として会社より直接渡されます。この源泉徴収票は1年間の所得や納税実績が記載された書類となりますから、大切に保管してください。

なお、退職した場合や解雇された場合には、離職時にそれまで働いた分の源泉徴収票を請求してください。すぐに再就職した場合などは、次の会社にその用紙を渡す必要があります。

事業主には「源泉徴収票」を交付する義務がありますので、その旨を言って請求しましょう。請求してももらえない場合は、会社の所在地を所管する税務署に事情を話して相談しましょう。税務署に行く場合には、日本語の分かる人と一緒に行ってもらいましょう。

5 会社に改善を求めたが応じてくれない

疑問な点はそのままにせず、神奈川県外国人労働相談窓口へ電話か来所の上ご相談ください。窓口では、通訳者を介して対処方法の助言をしたり、場合によっては、会社に連絡して事実を確認するなど、当事者間の自主的解決に向けたお手伝いもしています。

確かめましょう

- 給料から引かれているのは税金ですか。
- 給料明細書はありますか。
- なぜ、源泉徴収票を出してくれないのですか。